

別紙

平成 27 年度介護報酬改定 要望事項

リハビリテーション専門職団体協議会

2014年8月

<目次>

1. 自立支援型の介護サービスの推進に向けた、リハビリテーションサービスのさらなる充実
 - (1) 通所系サービスにおける、自立支援・社会参加の促進に向けた体制強化
 - 1) 通所リハビリテーションにおける社会参加促進に向けたリハビリテーション専門職の配置の評価 (P4)
 - 2) 通所介護における、リハビリテーション専門職による自立支援マネジメントの評価 (P5)
 - 3) 通所リハビリテーションから通所介護・地域支援事業への連携促進 (P6)
 - (2) 訪問系サービスにおける、国民が利用しやすいサービス提供体制への見直し
 - 1) 訪問リハビリテーションを実施するまでの指示系統の見直し (P7)
 - 2) 複合型自立支援ステーションの新設 (P8)
 - (3) 施設・居住系サービスへの外部リハビリテーション専門職による外付け機能の強化 (P9-12)
 - (4) 理学療法・作業療法・言語聴覚療法の質の向上・担保に向けた、研修制度の導入 (P13)
2. 自立支援に資する他職種との連携促進
 - (1) リハビリテーション専門職と介護支援専門員との連携促進
 - 1) 自立支援型居宅ケアプラン策定のため、リハビリテーション専門職と介護支援専門員との連携に対する評価 (P15)
 - 2) 介護支援専門員と協働した福祉用具等の導入や導入後のフォローに対する評価 (P16)
 - (2) 自立支援型訪問介護を普及させるための、リハビリテーション専門職と訪問介護とのさらなる連携の促進 (P17)
3. 自立支援に資する地域支援事業に向けたリハビリテーション専門職の活用
 - 1) 地域包括支援センターへのリハビリテーション専門職の配置の促進 (P19)
 - 2) 認知症の自立支援に向けた地域のリハビリテーション専門職の活用 (P20)
4. 生活行為向上マネジメント手法の活用
 - (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業における活用
 - 1) 介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業における活用 (P22)
 - 2) 訪問型生活行為向上支援事業の追加 (P22)
 - (2) 医療・介護の連携における活用
 - 1) 居宅療養管理指導料算定職種へのリハビリテーション専門職の追記 (P23)
5. コミュニケーションや嚥下機能に問題をもつ利用者の、自立した生活を支える専門職の活用
 - 1) 失語症等を有する要支援者に対する支援 (P25)
 - 2) 介護療養型医療施設や介護老人保健施設等への言語聴覚士の配置 (P26)